

## 東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案要綱

### 第一 趣旨

この法律は、東日本大震災による被害を受けた市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等に鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めるものとする。

(第一条関係)

### 第二 定義

この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）をいうものとする。

(第二条関係)

### 第三 災害廃棄物の処理に関する特例

一 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の

処理の実施体制等を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）を行うことができるものとする。

（第三条第一項関係）

二 一の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しないものとする。

（第三条第二項関係）

#### 第四 費用の負担等

一 環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とすること。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

（第四条第一項関係）

二 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（一後段の規定により負担する費用を含む。）について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（第四条第二項関係）

## 第五 事務の委任

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第三に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができるものとする事。  
(第五条関係)

## 第六 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めるものとする事。

(第六条関係)

## 第七 附則

この法律は、公布の日から施行するものとする事。